

戦国時代の掟書を読む 解説

1 史料について

(1) 持田（英）家文書

持田家の出自については未詳であるが、文書の内容より戦国期には鉢形城主北条氏邦の配下で、榛澤郡荒川郷(現深谷市荒川)を中心とする「荒川衆」の筆頭として存在していたことがわかる。鉢形落城後は、荒川村に土着したが、在地における勢力を継承し、近世の大部分を世襲名主として過ごしている。

持田家文書は、天正期の北条氏邦朱印状からなる文書6点と文禄4年(1595)の検地帳を中心とする近世初頭～近代初頭の地方文書880点、それに伝来が未詳である大久保長安や松平忠吉ら近世初頭に活躍した人物の書状21点の総点数907点の文書群からなる。(収蔵文書目録第8集『諸家文書目録I』収録)

(2) 北条氏邦

永禄元年(1558)、武蔵国北部の有力国衆の藤田氏の養子になったとされる。

永禄11年(1568)甲斐武田家との抗争が始まると新たな本拠として鉢形城を構築した。領国は鉢形領と称されるようになった。永禄12年(1569)から開始された越相同盟の交渉において、かつて上杉家に従属経験のある由良成繁と由良への指南役を務める氏邦が交渉を取り纏める中心的な役割を果たした。元亀2年(1571)同盟が破棄された後は、上野国の北条氏領国化を進める役割を果たした。

天正6年(1578)5月、上杉氏の家督争いである御館の乱が起こると、実弟の上杉景虎の援軍要請に応じた長兄氏政の名代として、次兄氏照と共に景虎支援のために越後に出陣した。天正8年(1580)に織田氏に対し北条氏が従属の表明を行った際、氏邦は負担として黄金3枚を負担している。

天正10年(1582)の本能寺の変後の神流川の戦いでは、甥で当主の氏直を補佐して戦い、滝川一益を壊走させた。直後の天正壬午の乱にも参戦した。天正10年7月までは藤田家を称していたが、それ以降から天正15年(1587)11月までの間に北条姓に復姓している。

天正17年(1589)7月24日頃、沼田領の請取が行われた。沼田領を氏政は氏邦に管轄させ、氏邦はそれを宿老かつ沼田城代の経験もある猪俣邦憲(いのまたくにのり)に管轄させることにした。9月には猪俣邦憲は領域支配を開始させている。同年10月22日に真田家の管轄とされていた名胡桃城内で内紛が起こった。中山九郎兵衛が城代鈴木主水を追放し、猪俣邦憲に加勢を求めたため、邦憲は軍勢を派遣した(名胡桃城奪取事件)。

天正18年(1590)、豊臣秀吉の小田原征伐を前にして小田原城で行われた評定の席において、小田原城に籠もることに反対し、駿河国に進出しての大規模な野戦を主張したが他の北条閣僚らに容れられず、小田原城を退去して居城の鉢形城に籠城し、単独で抗戦し

た。

しかし豊臣方は圧倒的な大軍であり、上野国・下野国・武蔵国北部は瞬く間に制圧された。鉢形城も完全包囲され激しい攻勢に曝されると、氏邦は降伏勧告を受け入れた。開城し、出家姿になり藤田家の菩提寺である正竜寺に蟄居した。戦後は城攻めの大将であった前田利家に預けられ、家臣となり、慶長2年(1597)に加賀金沢にて50歳で病没した。

2 語句解説

- ・人之うりかひ→戦地では地域の民間人を襲ったり、その食糧や家財、はては人間そのものを略奪の対象としたりする「乱取り(乱妨取り)」が横行した。
- ・触口→城主への伝奏者のこと。
- ・目安→訴状のこと。
- ・鉢形秩父門わき(脇)→鉢形城秩父曲輪の門のことか。
- ・棟別→棟役・棟別役とも称し、鎌倉時代から戦国時代にかけて、特定の国郡または全国の家屋の棟単位で賦課された租税のこと。
- ・大途→太守、国守、殿様のこと。この場合は小田原本城の氏直のことを指す。
- ・大好寺曲輪→外曲輪のことか。
- ・腰差→脇差のこと。

3 文書の内容

①戌[天正十四年(一五八六)]三月十五日 北条氏邦掟書〔持田(英)家文書四〕

県内に残る唯一の人身売買に関する史料。二条目で明確に人身売買を禁止していることがわかる。なお、実施にあたっては荒川郷の伝奏者から氏邦へ問題なきことを申し上げたうえで商売すること、また、同様に賭け事や博打・博奕についても禁止しており、少しでも行うものがあれば、訴状を秩父門脇に立てること、また領主の非分についても同様な措置を命じている。この三か条に違反した者は、荒川郷の連判衆が重罪に処すとしている。

②亥[天正十五年(一五八七)]六月十日 北条氏邦条書〔持田(英)家文書五〕

持田四郎左衛門を筆頭とする荒川衆の守るべき掟書。この時点で荒川衆は、棟別銭が免除されているほか、扶持(家臣に俸禄として支給された禄や知行地)を氏邦からもらっていた。その身分から、荒川衆は大途(氏邦)の被官である事、領主や代官の非分に対し、目安を奏上することができたことがわかる。さらに、正月4日には年頭挨拶に登城することや羽織を戦時準備の軍装として用意しておくべきこと。さらには、牢人の扱いについても述べている点は、氏邦が家臣の中にこれらの人衆を傭兵として取り入れていたことをうかがわせる内容となっている。

○参考文献

- ・黒田直樹・浅倉直美『北条氏と武蔵藤田氏』(岩田書院 2010)
- ・鉢形歴史研究会『鉢形領内に遺された戦国史料集(第3集大里郡)』(2021)